しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県及び市町村の救急告示等病床数（都道府県知事の申告がある場合には、当該申告に基づき総務大臣が指定した都道府県又は市町村の救急告示病院の総務大臣が調査した救急告示等病床数）とみなす。

19　上水道の高料金対策に係る繰出基準額は、「令和三年度の地方公営企業繰出金について（通知）」（令和三年四月一日付け総財公第二十七号）第1、6(2)イ(ｱ)に該当する繰出基準額として次の算式により得られる数（繰出しの対象となる上水道事業（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体のうち浪江町及び特定被災地方公共団体が加入する地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合又は広域連合のうち双葉地方水道企業団が実施する上水道事業を除く。）の供給単価が百八十二円未満の場合、次の算式により得られる数に十分の三を乗じた額）として総務大臣が調査した額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

（A－150）×B

算式の符号

A　次の(1)及び(2)の規定の全てに該当する高料金対策上水道事業（経営戦略を策定した事業として総務大臣が調査した事業に限る。以下「高料金対策上水道事業」という。）について総務大臣が調査した前々年度の3月31日現在の当該高料金対策上水道事業の有収水量1立方メートル当たりの資本費

(1)　総務大臣が調査した当該上水道事業の有収水量1立方メートル当たりの資本費の額が150円以上であること。

(2)　総務大臣が調査した当該上水道事業の有収水量1立方メートル当たりの給水原価が269円以上であること。

［略］

た率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県及び市町村の救急告示等病床数（都道府県知事の申告がある場合には、当該申告に基づき総務大臣が指定した都道府県又は市町村の救急告示病院の総務大臣が調査した救急告示等病床数）とみなす。

19　上水道の高料金対策に係る繰出基準額は、平成三十一年度繰出基準第1、6(2)イ(ｱ)に該当する繰出基準額として次の算式により得られる数（なお、繰出しの対象となる上水道事業（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体のうち浪江町及び特定被災地方公共団体が加入する地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合のうち双葉地方水道企業団が実施する上水道事業を除く。）の供給単価が百八十二円未満の場合、次の算式により得られる数に十分の六を乗じた額）として総務大臣が調査した額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

（A－148）×B

算式の符号

A　次の(1)及び(2)の規定の全てに該当する高料金対策上水道事業（経営戦略を策定した事業として総務大臣が調査した事業に限る。以下「高料金対策上水道事業」という。）について総務大臣が調査した前々年度の3月31日現在の当該高料金対策上水道事業の有収水量1立方メートル当たりの資本費

(1)　総務大臣が調査した当該上水道事業の有収水量1立方メートル当たりの資本費の額が148円以上であること。

(2)　総務大臣が調査した当該上水道事業の有収水量1立方メートル当たりの給水原価が261円以上であること。

［同左］